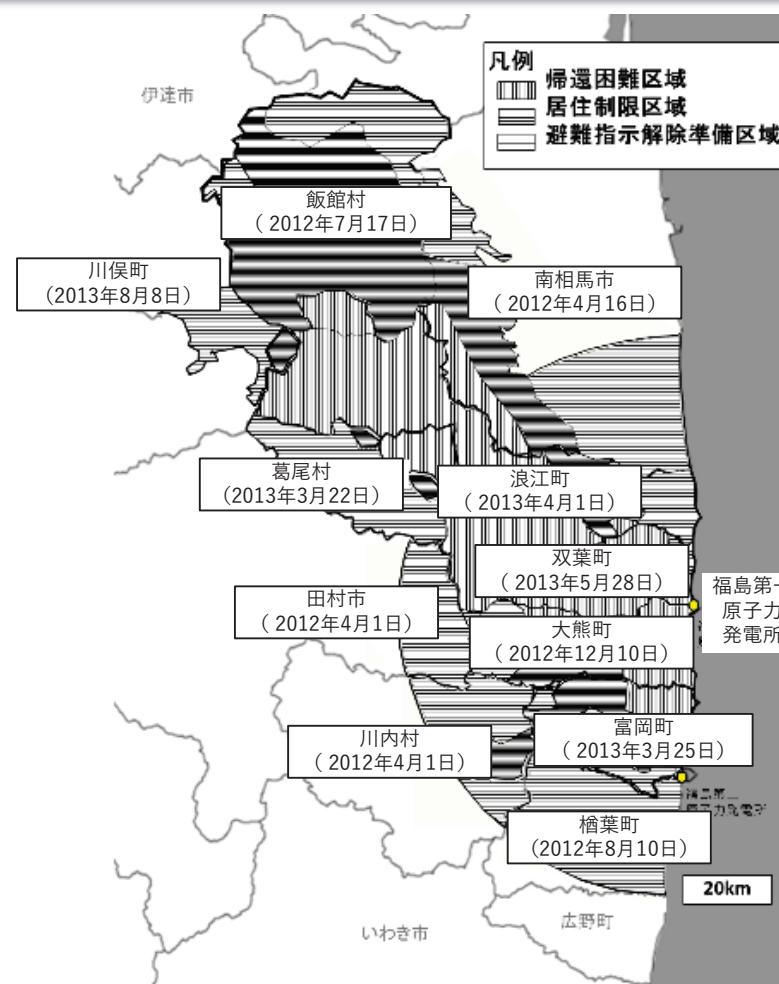


避難指示区域内 の活動

避難指示区域の設定について



2011年4月22日時点
(事故直後の区域設定が完了した時点)



2013年8月時点
(区域の見直しが完了した時点)
※括弧内の日付：区域見直しの施行日

警戒区域、避難指示区域の設定及び解除について

2011年4月22日以降 事故直後の区域設定	2012年4月以降 原子炉の冷温停止確認後
警戒区域 発電所から半径20km圏内。同区域は2011年3月12日に避難指示区域に設定されている。	避難指示解除準備区域 年間積算線量20mSv以下(※)となることが確実であることが確認された地域。
計画的避難区域 発電所から半径20km以遠の、事故後1年以内に20mSvに達するおそれのある区域。	居住制限区域 年間積算線量20mSv超(※)のおそれがある地域。
緊急時避難準備区域 発電所から半径20km以上30km圏内のうち、計画的避難区域以外の区域。2011年3月12日に屋内待避地域に設定。	帰還困難区域 事故後6年後も年間積算線量20mSv超(※)のおそれのある年間積算線量50mSv超(※)の地域。

(※) 第4次航空機モニタリングの結果を2012年3月31日に補正した線量データに基づく

避難指示区域：

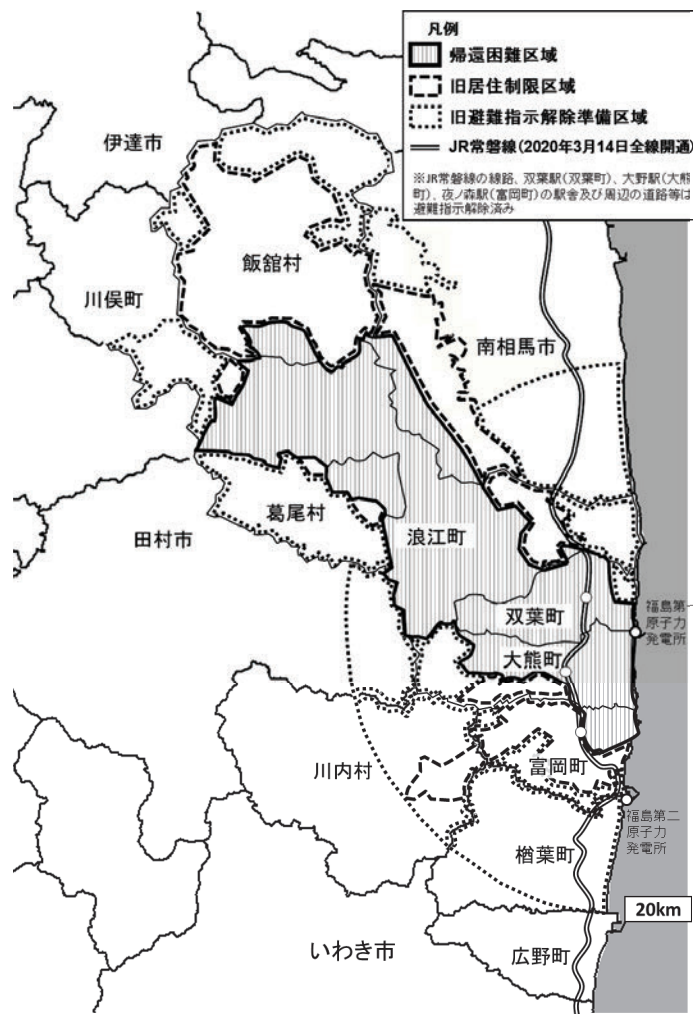
原子力災害対策特別措置法第15条第3項に基づく避難指示のあった区域。計画的避難区域及び発電所から半径20km圏内から、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域へ見直しを行った。

警戒区域：

原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく立入り制限等が設定された区域。

原子力災害対策本部「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（2011年12月26日）より作成

避難指示の解除について



○各市町村における避難指示区域解除の経緯

2014年4月1日	田村市	避難指示解除準備区域の解除
10月1日	川内村	避難指示解除準備区域の解除 居住制限区域から解除準備区域へ
2015年9月5日	檜葉町	避難指示解除準備区域の解除
2016年6月12日	葛尾村	居住制限区域の解除 避難指示解除準備区域の解除
6月14日	川内村	避難指示解除準備区域の解除
7月12日	南相馬市	居住制限区域の解除 避難指示解除準備区域の解除
2017年3月31日	飯舘村、川俣町、浪江町	居住制限区域の解除 避難指示解除準備区域の解除
4月1日	富岡町	居住制限区域の解除 避難指示解除準備区域の解除
2019年4月10日	大熊町	居住制限区域の解除 避難指示解除準備区域の解除
2020年3月4日	双葉町	居住制限区域の解除 双葉駅周辺の一部地域の解除
3月5日	大熊町	大野駅周辺の一部地域の解除
3月10日	富岡町	夜ノ森駅周辺の一部地域の解除

第50回原子力災害対策本部（2020年1月17日）等より作成

特定復興再生拠点区域の整備と 放射線防護対策について

【特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定状況・避難指示解除の目標時期】

市町村名	認定日	避難指示解除の目標
双葉町	2017年9月15日	2022年春頃
大熊町	2017年11月10日	2022年春頃まで
浪江町	2017年12月22日	2023年3月
富岡町	2018年3月9日	2023年春頃
飯舘村	2018年4月20日	2023年春頃
葛尾村	2018年5月11日	2022年春頃まで

特定復興再生拠点区域の例（双葉町）



復興庁「特定復興再生拠点区域復興再生計画」

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/saiseikyoten/20170913162153.html>

「特定復興再生拠点区域における放射線防護対策について」

（2018年12月12日 内閣府原子力生活被災者生活支援チーム、復興庁、環境省、原子力規制庁）

特定復興再生拠点区域は、これまで帰還困難区域として立入りを厳しく制限してきた区域であることから、住民の被ばく線量の低減を図り、住民の放射線に関する種々の不安に対してもよりきめ細かく対応するための対策とする。

この考え方の下、特定復興再生拠点区域における放射線防護対策については、避難指示解除に向けた取組を一層加速化していくため、避難指示解除前に帰宅準備やまちづくりなどを進める段階と、避難指示解除に向けた段階の2つの段階で実施することとする。

内閣府原子力被災者生活支援チーム、復興庁、環境省、原子力規制庁「特定復興再生拠点区域における放射線防護対策について」（2018年）、原子力災害対策本部「特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて（案）」（2018年）より作成

- 6町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村）全てで家屋等の解体・除染工事に着手し、駅前広場や幼稚園、体育館等の公共施設で工事が終了するなど、環境再生の取組が着実に進捗。
- 2020年3月14日のJR常磐線全線開通に伴い、双葉町は同年3月4日、大熊町は同年3月5日、富岡町は同年3月10日に、特定復興再生拠点区域の一部の避難指示を先行して解除。
- 特定復興再生拠点区域における**除染は約70%以上、家屋等の解体は申請件数に比して約79%が完了**（2020年12月末時点）。

夜ノ森駅前広場等
（富岡町）



除染前

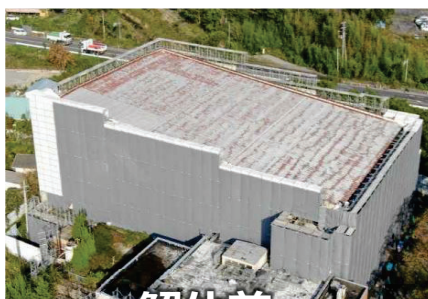


除染中



除染後

双葉町体育館
（双葉町）



解体前



解体中



解体後

環境省作成

- 浜通り地域等における産業の復興のため、同地域での**新たな産業の創出**を目指す構想。
- **6つの重点分野**を位置付け、産業集積、教育・人材育成、交流人口拡大、情報発信等に、「**福島イノベーション・コースト構想推進機構**」（平成29年7月～、理事長 さいとう たもつ 斎藤 保氏（IHI相談役））、国、福島県、市町村等が連携し取り組んでいる。

6つの重点分野

廃炉

国内外の英知を結集した
技術開発

廃炉作業などに必要な実証試験を
実施する「**福島遠隔技術開発センター**」



ロボット・ドローン

福島ロボットテストフィールド
を中核にロボット産業を集積

陸・海・空のフィールドロボットの使用環境
を再現した「**福島ロボットテストフィールド**」



医療関連

技術開発支援を通じ企業の販路を開拓

「**ふくしま医療
機器開発支
援センター**」



エネルギー・環境・リサイクル

先端的な再生可能エネ
ルギー・リサイクル技術
の確立

再生可能エネルギーの導入促進
「**南相馬 万葉の里風力発電所**」



農林水産業

ICTやロボット技術等
を活用した農林水産業の
再生

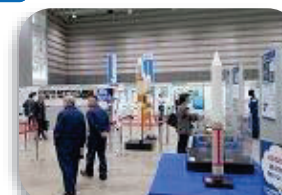
ICTを活用した農業モデルの確立
「**トラクターの無人走行実証**」



航空宇宙

「**空飛ぶ車**」の
実証や関連企
業を誘致

「**航空宇宙
フェスタふくしま**」



（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構、国、福島県、市町村 等

産業集積

- トップセールスでの企業誘致活動、マッチング支援
- 工場建設や新たな製品開発等への支援

教育・人材育成

- 教育機関と連携した人材育成講座の実施

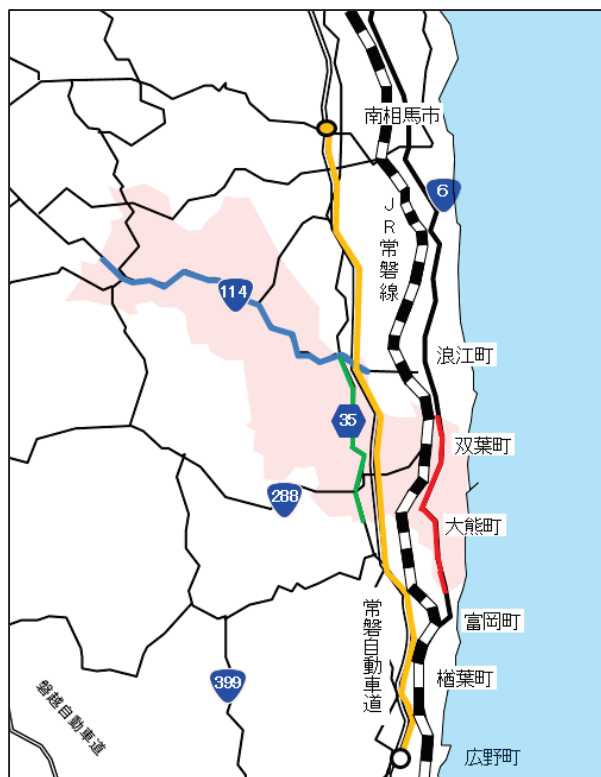
交流人口拡大

- 地域と連携して新たな魅力を創造

情報発信

- 東日本大震災・原子力災害伝承館の開館や、シンポジウムの開催

帰還困難区域の主要幹線の交通について



- **常磐自動車道**：2015年3月に全線が開通しました。
出典：https://www.e-nexco.co.jp/pressroom/press_release/head_office/h26/1225/
- **JR常磐線**：2020年3月に全線が運転再開しました。
出典：https://www.jreast.co.jp/press/2019/20200117_ho01.pdf
- **国道・県道**：国道6号線は2014年9月～、国道114号線は2017年9月～、県道35号線は2019年9月～、通行証の所持・確認なく通過できることとなりました。

通過時の運転手の被ばく線量					
線量調査期間		2018年11月 ～ 2019年1月	2017年 8月	2019年 11月～12月	
区間		常磐道 広野IC～ 南相馬IC	国道114号線 川俣町境～ 浪江IC	国道6号線 帰還困難 区域内	県道35号線 帰還困難 区域内
通過時の 被ばく 線量 (単位：μSv)	自動車	0.28	1.01	0.39	0.51
	自動 二輪車	0.34	—	0.49	0.63

参考) 東京～ニューヨーク間フライト(往復)時の被ばく線量：約110～160μSv

出典：原子力被災者生活支援チーム
「国道114号、国道399号、国道459号、県道49号及び県道34号における帰還困難区域の線量調査結果について(2017年9月15日)」
「国道6号・国道114号・県道34号・県道35号・県道36号・県道253号・県道256号における帰還困難区域の線量調査結果について(2020年1月30日)」
NEXCO東日本ホームページ(<https://jobando.jp/hibakusenryo/hibakuryo.html>)より作成